

京都市立西京高等学校附属中学校 P T A 規約

第一章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は京都市立西京高等学校附属中学校 P T A と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、京都市立西京高等学校附属中学校内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は保護者（本校に在籍する生徒の父母またはそれにかわる人）と教職員が融合協力して、学校、家庭及び地域社会の教育環境を改善し、会員相互の教養の向上をはかり、以って生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会はその目的を達するために下記の事業を行う。

- ① 本会は地域社会の教育化を計るため、青少年の福祉増進に活動する文化団体とも提携し各種の文化活動を行う。
- ② 本会は教育委員会に教育改善のための意見を具申し、参考資料を提供する。
- ③ 本会は各行政機関に適正な教育予算の編成を要請する。
- ④ 本会は会員に対して生涯学習の場を提供する。
- ⑤ 本会は学校教育に対する理解を深め、これを推進する。
- ⑥ 本会は地域社会と協力して生徒の心身の健全な発達をはかる。
- ⑦ その他本会の目的を達するため必要な事業を行う。

(性 格)

第 5 条 本会は教育の振興を本旨とする民主的団体で、政治的宗教的団体並びに他のいかなる団体の干渉支配をも受けない。

(会 員)

第 6 条 本会の会員は保護者、教職員とする。会員はすべて平等な権利と義務を有する。

第二章 機関

(役員)

第7条 本会の役員は下記の通りとし、役員会を構成する。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名 (ただし、必要時には1名追加し、3名とすることができる)
- ③ 庶務 3名 (ただし、必要時には1名追加し、4名とすることができる)
- ④ 会計 1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は下記の通りである。

- ① 会長 本会の代表者で会務を総轄し、総会、役員会、各種委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- ③ 庶務 本会の議事を記録整理し、各種の通知を発する等の庶務を行う。
- ④ 会計 本会の会計事務を執り、総会に収支の報告をし、会計監査委員の監査を経て決算報告を行う。

(役員の仕事・解任)

第9条 役員の仕事・解任は下記の通りとする。

- ① 役員の仕事は一年間(会計年度と一致する)とし、再任を妨げない。補欠による役員の仕事は、前任者の残り期間とする。
- ② 役員が職上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められた場合、総会において出席者の1/2以上の議決により解任することができる。役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ 本部役員が解任された場合、他の本部役員が兼務する。または新しく役員を補充する。

(役員選挙)

第10条 役員選挙は下記の通りとする。

- ① 役員は、候補者募集制度を活用し、全会員から自薦他薦を問わず募集し、その中から役員候補者推薦委員会が候補者を推薦する。候補者多数の場合は選挙管理委員会の管理の下に投票により、有効投票の最多数得票者を以って決定する。
- ② 役員候補者推薦委員会は、本人の同意を得て、各役員につき、その定数またはそれ以上の推薦候補者を投票日の一週間前までに選挙管理委員会に推薦する。

(総会)

第11条 総会は、予算、決算、規約、役員選挙、委員選出その他重要事項の審議決定をなす最高機関である。

第12条 総会の定足数は会員数の半数とし、議決は出席者の過半数の賛成を要する。可否同数の時は議長が決定する。総会の議長は役員外より選出する。

第13条 総会を開くときは、議案を会員に通知しなければならない。

第14条 会長が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の請求があったとき、臨時総会を開くことができる。この場合事前に議案を会員に通知しなければならない。

(委員会)

第15条 本会に次の委員会をおく。各委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

- ① 運営委員会：役員と教養、広報委員長および学年委員長をもって構成し、本会の運営及び目的達成のための各般の計画を立案する。
- ② 学級委員会：各学年から6名を選出し、各学年委員長を互選で選出する。さらに教養委員会、広報委員会の構成員を兼任する。
- ③ 教養委員会：PTA会員の教養を高め、子育てを支援する活動を行なう。
- ④ 広報委員会：学校行事での、子ども達の様子や、PTA活動の報告などをPTA会員にお知らせする。
- ⑤ 選挙管理委員会：学級委員会から2名及び教職員の代表を以って構成し、会長が委嘱する。
- ⑥ 役員候補者推薦委員会：本部役員及び教職員の代表を以って構成し、会長が委嘱する。
- ⑦ その他運営委員会が必要と認めたときは、特設委員会をもうけることができる。

第三章 会計

第16条 本会の経費は会費その他の収入による。

第17条 会員は年会費1,700円を納入する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第19条 会計監査員は総会で選出された2名と教職員1名の計3名を以って構成し、年度の会計を監査し、総会に報告する。

第四章 規約の改正

第20条 本会の規約は総会回答者の2/3以上の賛成により改正することができる。但し、改正案の提出については、事前にその内容を会員に通知しなければならない。

付則

本規約は平成18年4月1日より実施する。

本規約は平成28年4月1日から改正施行する。

本規約は令和2年4月1日から改正施行する。

本規約は令和5年6月3日から改正施行する。

本規約は令和6年4月1日から改正施行する。

本規約は令和7年4月1日から改正施行する。

本規約は令和8年4月1日から改正施行する。

西京高等学校附属中学校PTA組織図

総 会

本部役員会

- ・会長
- ・副会長
- ・庶務
- ・会計

運営委員会

- ・本部役員
- ・広報、教養委員長
- ・学年委員長

学級委員会

- ・各学年 6 名

広
報
委
員
会

- 広 報 委 員
- ・各学年 3 名
(学級委員兼任)
 - ・担当本部役員

教
養
委
員
会

- 教 養 委 員
- ・各学年 3 名
(学級委員兼任)
 - ・担当本部役員

市P連

会 員

- ・保護者
- ・教職員

監査委員会

- ・会計監査委員 3名
(内教職員1名)

選挙管理委員会

- ・選挙管理委員 3名
(内教職員1名)

推薦委員会

- ・推薦委員
本部役員及び教職員の
代表者 1 名